

資 料 提 供	
令和7年9月16日	
担当課 (担当者)	選挙管理委員会事務局 (石本、坂本、倉光)
電 話	0857-26-7061

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙運動に関する収支報告書要旨の公表

令和6年10月27日（日）に執行された衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙運動に関する収支報告書要旨について、別添のとおり本日発行の公報により公表しました。

なお、要旨の概要等は下記のとおりです。

記

1 法定選挙運動費用額

(1) 第1区

22,459,000円

(2) 第2区

22,522,500円

(3) 算出概要

算式：15円（人数割額）×（選挙人名簿登録者数）+1,910万円

（※100円未満の端数は、100円とする。）

第1区 = 15円×223,931人+19,100,000円

= 22,458,965円

≒ 22,459,000円

第2区 = 15円×228,164人+19,100,000円

= 22,522,460円

≒ 22,522,500円

2 収支の状況

(1) 第1区

(五十音順)

	収入総額	支出総額
あさくら ひろゆき 朝倉 浩之	8,084,000円	4,401,776円
いしば しげる 石破 茂	6,200,000円	7,645,047円
おかだ まさかず 岡田 正和	894,454円	894,454円
合 計	15,178,454円	12,941,277円

(2) 第2区

(五十音順)

	収入総額	支出総額
あかざわ りょうせい 赤澤 亮正	5,500,000円	7,773,097円
ふくずみ ひでゆき 福住 英行	100,000円	57,200円
ゆはら しゅんじ 湯原 俊二	5,080,000円	6,061,217円
合 計	10,680,000円	13,891,514円

※収入総額には選挙公営に係る費用は含まれていませんが、支出総額には選挙公営に係る費用（選挙運動用自動車を使用するために要した支出は除く。）が含まれています。

(3) その他

要旨の詳細については、別添「令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙選挙運動収支報告書の要旨」のとおり。

3 収支報告書要旨の公表に係る制度の概要

(1) 収支報告書の提出義務について（公職選挙法第189条）

出納責任者は、選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出についての報告書を、領収書等の写しを添付して、選挙期日から15日以内（その後になされた収支については、当該収支がなされた日から7日以内）に県選挙管理委員会に提出しなければならない。

(2) 収支報告書の公表、保存及び閲覧について（公職選挙法第192条）

ア 県選挙管理委員会は、収支報告書を受理したときは、その要旨を県公報により公表しなければならない。

イ 収支報告書は、県選挙管理委員会において、受理した日から3年間、保存しなければならない。

ウ 何人も、イの期間中において、収支報告書の閲覧を請求することができる。

(3) 報告事項について

ア 収入

寄附 …………… 金銭、その他の財産上の利益の收受

その他の収入 …… 寄附以外の収入（自己資金等）

イ 支出

人件費等10項目に分類して計上（(4)参照）

(4) 支出10項目の内容について

ア 人件費

選挙運動のために使用する者（車上運動員、手話通訳者等）及び労務者に支払われる報酬

イ 家屋費

選挙事務所費 …… 選挙事務所の借上料等
集合会場費 …… 個人演説会場の借上料等

ウ 通信費

事務連絡のみに使用される電報・封書に要する費用及び電話の借上料・通信料等

エ 交通費

選挙運動に従事する者等に対し支給された鉄道賃及び車賃等並びに連絡用の自動車の借上料・燃料費等

オ 印刷費

選挙運動用ポスター、はがき及びビラの印刷費等

カ 広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき、拡声機及び選挙運動用ビラの新聞折込代等

キ 文具費

紙、ペン、画鋏、テープ類その他選挙運動のために使用した消耗品費等

ク 食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子類の提供に要した費用並びに法律で認められた範囲の運動員・労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用

ケ 休泊費

休憩及び宿泊に要した費用

コ 雑費

アからケまで以外の費用（選挙事務所の光熱水費等）